

在宅就労支援利用に関するQ & A

(令和7年12月)

問1. 対象となるサービス種別は何ですか。

(答) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）です。

問2. 在宅支援が利用できるのは、どのような場合でしょうか。

(答) 在宅支援は、在宅での就労訓練を行うことで支援効果が認められると自治体が判断した時に利用できるサービスで、事前に個別支援計画に位置付けて計画的に利用するものです。

問3. 在宅にてサービスを提供する場合、どのような支援を提供すればいいでしょうか。

(答) 以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。
- ② 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報を作成すること。（作業活動、訓練等の内容に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。）
- ③ 緊急時の対応がされること。
- ④ 疑義照会等に対し、隨時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 支援員による訪問、利用者の通所または電話・パソコン等の機器の活用により、評価等を1週間に1回は行うこと。
- ⑥ 月の利用日数のうち1日は支援員による訪問または利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ 訓練状況及び支援状況について、実施日時が確認できるものを電子媒体でセキュリティーが施された状態で保存すること。

※⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥は通所によるものと置き換えて差し支えない。

問4. 問3の要件⑥のとおり、月1日は支援員による訪問または利用者による通所により事業所内において訓練目標に対する達成度の評価が必要ですが、事業所が遠方にあり対面実施が困難な場合は、オンラインや電話等の実施でもよろしいでしょうか。

(答) 月1日の対面での達成度評価は必須です。問3③にあるとおり、『緊急時の対応ができること』も在宅支援の要件とされており、事業所が近隣市町村外にある場合は、当該事業所のサービス提供職員が利用者宅に速やかに伺うことは困難であると考えられます。そのため、西尾市としては、愛知県外の事業所の在宅利用は想定していません。現実的に緊急時の対応や対面での評価等が可能かどうかを含めて、利用契約前に利用者等と協議する必要があります。

※ 利用者へのサービス提供は、当該事業所のサービス提供職員が行うものです。当該事業所の運営法人の職員や同法人が運営する他事業所のサービス提供職員が緊急時対応を行うことは想定していません。

問5. 在宅でのサービスによる支援効果があると認められる事例とは、どのようなケースが該当するのでしょうか。

(答) 例えばですが、
精神状態が通所よりも安定し、積極的に訓練に取り組める見込みがある場合や、
障害特性により集団での活動が困難であり、今後、在宅での一般就労を目指している場合。

問6. 在宅でのサービスによる支援効果があると認めらない事例とは、どのようなケースが該当するのでしょうか。

(答) 生活及び就業リズムが崩れる可能性がある場合。
就労活動に対するモチベーションが低下する恐れがある場合。
在宅就労に必要な作業スペース、通信端末や機器、回線の確保ができない場合。

問7. 在宅と通所利用を組み合わせて利用することは可能でしょうか。

(答) 可能です。
ただし、その日の利用者の体調や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用してください。

問8. 通常通所利用している方が、体調不良や事情により通所できない日がある場合、急遽在宅支援へ切り替えることは可能でしょうか。

(答) できません。
在宅支援は、利用者や事業所の都合により急遽切り替えるものではなく、事前に個別支援計画に位置付けて利用するものです。

問9. 利用する事業所を変更した場合、改めて届出書の提出は必要でしょうか。

(答) 必要です。
支援内容が大きく変わらない場合であっても、新たに利用する事業所で在宅利用による支援効果が認められる必要があります。事業所を変更する場合は、新たに利用する事業所から届出書を提出してください。

問10. 現在通所利用していますが、在宅利用に切り替える場合の手続きを教えてください。

(答) 別表「在宅就労支援利用のフローチャート」に記載のとおり、変更申請が必要となります。
なお、切り替え後には、「在宅就労」と記載された受給者証をお送りします。

問11．在宅利用から通常の通所利用に変更する場合や在宅支援を終了する場合、市への届出が必要でしょうか。

(答) 必要です。

「在宅就労」を不記載にした受給者証を交付しますので、変更申請が必要になります。福祉課にて手続きをお願いします。

問12．サービス等利用計画案や計画の提出は必要でしょうか。

(答) 必要です。

事業所と計画相談支援事業所は、継続的に情報共有を行ってください。